

広神会館駐車場除雪業務委託仕様書

1 概 要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年告示第 159 号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

2 履行場所

魚沼市 今泉 地内

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

広神会館駐車場（以下「駐車場」という。）の出入口 3 か所の確保と指定した駐車スペースの除雪を行うものとする。なお、作業日は以下のとおりとする。

（１）広神会館の休館日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く日

（２）上記以外で発注者が指示する日

【駐車場除雪面積】

約 2,200 m²（別紙、図面のとおり）

【作業方法】

「夜間、早朝」及び「深夜」の作業は、除雪ドーザ等で積もった雪を堆雪場所付近に集め、ロータリー除雪車等で堆雪場所に集積する。

「日中」の作業は、駐車場出入口及び駐車場内の通路部分の除雪を行う。

5 除雪作業の形態

発注者は、除雪作業を次表の作業形態で受注者に委託するものとする。

区 分	作業形態	作業内容
駐車場除雪	借上委託	受注者の除雪機械及び作業員で、発注者の指示により除雪作業を行う。

6 除雪機械の条件及び委託業務実施基準

（１）除雪機械は次の規格以上のものを使用すること。

①除雪ドーザ等 7 t 級

②ロータリー除雪車等 300ps 級

（２）早朝の除雪作業は、駐車場内の積雪が 10 c m 以上の場合に実施し、概ね午前 7 時 30 分までに完了させるものとする。

（３）日中の除雪作業は、積雪により駐車場内の自家用車等が走行不能になるおそれがある場合で、発注者からの連絡を受けたときに実施するものとする。

（４）指定規格以外の除雪機械を使用する場合は、発注者と協議すること。

7 一冬の除雪作業予定数量

区 分	作業回数	作業時間	
		除雪ドーザ	ロータリー除雪車
日 中	6 回	1 時間	30 分
夜間、早朝	20 回	1 時間	30 分
深 夜	1 回	1 時間	30 分

(1) 契約は、各機械等（オペレーション助手付き）の作業時間帯ごとの1時間当たりの単価契約とする。

(2) 予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な増減が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定することができる。

(3) 時間帯区分

区 分	時 間 帯
日 中	8:00～17:00
夜間、早朝	17:00～22:00、5:00～8:00
深 夜	22:00～ 5:00

8 提出書類

(1) 受注者は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。

①緊急時の連絡方法及び連絡先

②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類

(2) 受注者は、1 か月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出するものとする。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りでない。

9 安全管理

作業の安全管理については、全て受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10 損 害

委託業務の実施について生じた損害は、全て受注者の負担とする。

受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務を中止することができる。この場合において、委託業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。

(2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

12 委託料

委託料は、作業時間帯ごとの1時間当たりの単価に発注者の確認した実稼働時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 実稼働時間

除雪機械が連続して除雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。暖機運転は、一稼働当たり15分を実稼働時間に加えることができる。

(2) 計算単位

各時間帯区分の1か月の延べ実稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。

13 委託料の支払

月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

14 その他

(1) 本業務を実施するに当たり、発注者は、詰所待機等に伴う受注者への補償料及び委託料を原則、支払わないものとする。

(2) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。